

寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市産業振興条例（平成25年寝屋川市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、産業の振興に関する取組の進捗状況について、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と意見・情報を交換する場として、寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、産業振興に関わる者が自ら取り組む内容について、自由に意見・情報を交換するものとする。

(定員)

第3条 調整会議の参加者（以下「会員」という。）は、おおむね15人以内とする。

(会員)

第4条 調整会議の会員は、寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議の事務を担当する課長のほか、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 市民（第2号から第5号までに掲げる者を除く。）
- (2) 商業、工業又は農業に関する団体が推薦する者
- (3) 産業経済団体の取組に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (4) 教育・研究機関の取組に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (5) 消費生活に関する団体が推薦する者

(会長)

第5条 調整会議に、会長を置き、寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議の事務を担当する課長になるものとする。

2 会長は、調整会議の議事を進行する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 調整会議は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議の事務を担当する室又は課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。